

山梨県高校総合体育大会における
消毒液誤提供（混入）事案に関する報告書

令和4年7月

山梨県高校総合体育大会における
消毒液誤提供に関する検証委員会

目 次

1 検証の目的・方法

- (1) 検証の目的
- (2) 検証委員会の設置
- (3) 検証委員会の開催・関係者からのヒアリングの実施
- (4) 本報告書における用語の定義

2 事案の概要・経緯

- (1) 事案の概要
- (2) 事案発生時の状況

3 本事案に係る課題・問題点

- (1) 消毒液の取扱いに関すること
- (2) 飲料水の取扱い、競技中の給水に関すること
- (3) 競技役員の体制、大会運営に関すること

4 再発防止に向けた提言

- (1) 消毒液の取扱いに関すること
- (2) 飲料水の取扱いに関すること
- (3) 競技中の給水に関すること
- (4) 競技役員に関すること
- (5) 業務改善の推進に関すること

【参考資料】

- 資料1 J I Tリサイクルインクスタジアム見取り図
- 資料2 第74回 山梨県高等学校総合体育大会 春季大会実施要項
- 資料3 一般財団法人山梨陸上競技協会の荷物部屋見取り図

1 検証の目的・方法

(1) 検証の目的

令和4年5月7日（土）、山梨県教育委員会及び山梨県高等学校体育連盟が主催した第74回山梨県高等学校総合体育大会春季大会において、陸上競技女子5,000メートル競歩の競技中、給水所において飲料水を提供すべきところ、消毒液が入ったカップが混入し、これを口にした3名の選手のうち1名が体調不良を起こしたという事案が発生した。

本検証委員会では、事案発生に至った過程を検証して課題や問題点を明らかにすることにより、このような事案が二度と起きないように、必要な再発防止策を検討する。

なお、この検証は、再発防止策を検討するために行うものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを付言する。

(2) 検証委員会の設置

山梨県教育委員会は、本事案が発生した経緯を検証し再発防止策を検討するため、山梨県附属機関の設置に関する条例に基づき、令和4年5月26日に「山梨県高校総合体育大会における消毒液誤提供に関する検証委員会」（以下、「検証委員会」という。）を設置した。

検証委員会は、スポーツ分野の学識経験者、弁護士、教育現場の衛生管理に豊富な経験を持つ薬剤師で構成され、委員の任期は令和4年5月26日から同年7月31日までである。

事案の検証にあたっては、大会関係者に対し5回にわたり、ヒアリングやメール等による調査を実施し、延べ約280名から回答を得た。

なお、会議については、山梨県情報公開条例第8条第1号（個人に関する情報）に規定する事項を含むことから、個人情報保護の観点から非公開とした。

【委 員】

	氏 名	所属・役職	専門分野
委員長	えんどう としろう 遠 藤 俊 郎	山梨学院大学スポーツ科学部学部長	学識経験者
委 員	いしかわ けい 石 川 恵	山梨県弁護士会会長	弁護士
委 員	すどう はじめ 須 藤 一	山梨県学校薬剤師会会长	薬剤師

※委員の掲載は五十音順

(3) 検証委員会の開催・関係者からのヒアリングの実施

【検証委員会の開催経過】

開催日		内容	出席者
第1回 検証委員会	令和4年 5月31日	・検証委員会の進め方 ・これまでの判明している事実関係の整理	○遠藤俊郎（委員長） ・山梨学院大学スポーツ科学部学部長 ・学識経験者
第2回 検証委員会	6月21日	・事案の発生過程の検証 ・再発防止に向けた提言の方向性 ・報告書骨子案の検討	○石川恵 ・山梨県弁護士会会长 ・弁護士
第3回 検証委員会	7月11日	・課題、問題点の抽出 ・提言の検討 ・報告書案検討	○須藤一 ・山梨県学校薬剤師会会长 ・薬剤師
第4回 検証委員会	7月29日	・提言の確認 ・報告書の確認	

【関係者からの聞き取り調査】

実施日	内容	出席者
令和4年度 5月15日～5月25日	県教育委員会事務局によるヒアリング	当日の大会役員、競技役員
6月4日～6月18日	県陸上競技協会による調査	
6月17日～6月18日	県陸上競技協会による追加調査	陸上競技協会役員 (過去2年の役員含む)
6月23日～6月29日	県教育委員会事務局による追加調査	
7月5日～7月6日	県教育委員会事務局による追加調査	

(4) 本報告書における用語の定義

- ・「高校総体」：第74回山梨県高等学校総合体育大会春季大会
- ・「高体連」：山梨県高等学校体育連盟
- ・「小中体連」：山梨県小中学校体育連盟
- ・「陸協」：一般財団法人山梨陸上競技協会
- ・「荷物部屋」：競技場（JITリサイクルインクスタジアム）にある陸協の荷物部屋
- ・「役員室」：競技場（JITリサイクルインクスタジアム）にある大会役員の控え室
- ・「消毒液」：消毒剤あるいはその使途に用いられる食品添加物エタノール
- ・「飲料水」：ペットボトルのミネラルウォーターや水道水

2 事案の概要・経緯

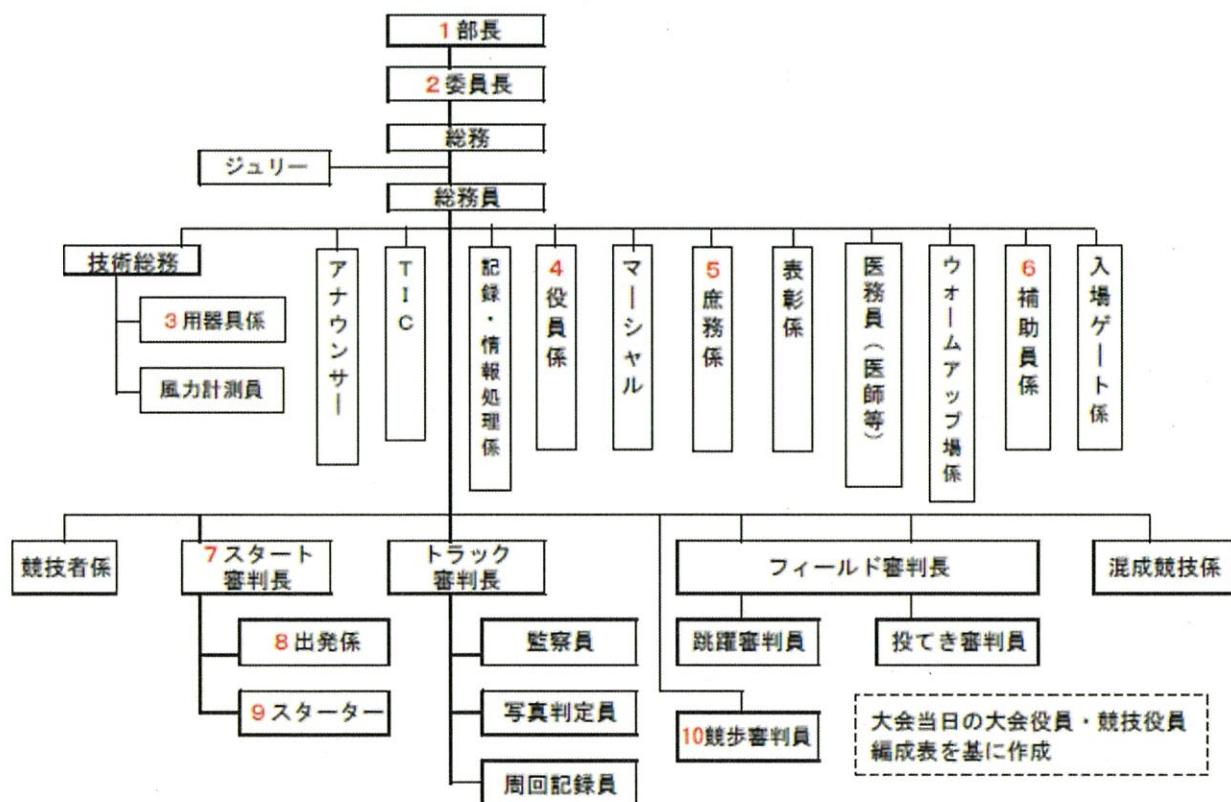
(1) 事案の概要

令和4年5月7日（土）13時35分頃、JITリサイクルインクスタジアムで発生した事案である。

高校総体陸上競技1日目の女子5,000メートル競歩の競技中、8名の参加選手のうち3名が消毒液の入った給水用カップを使用し給水した。2人は口に含んだものを吐き出した後、競技を続けたが、1人は給水直後にむせた後、100メートルほど先で倒れ「アルコールが入っていた」と訴えた。

大会関係者が、給水用カップの中身を確認したところ、飲料水ではないことが明らかとなつたため、3名の選手は県立中央病院で受診したもの、幸い健康被害は確認されなかった。

- 競技種目 女子5,000メートル競歩
- 競技参加者 8名（高校1年生～3年生）
消毒液を口にした選手3名（A, B, C）
- 大会組織図



※本事案に関わる選手及び大会役員等については、アルファベット及び数字にて示している。

(2) 事案発生時の状況

事案発生時の状況については、現場で大会運営にあたった大会主催者の高体連をはじめ、陸協に属する大会役員・競技役員、関係者に対するヒアリングを中心に、県教育委員会事務局による現場立入調査、検証委員会の助言に基づく追加調査により把握した。

関係者の記憶に基づく内容であるため、事実と一致しない可能性があることは否定できない。しかし、本検証委員会は再発防止策の提言を主眼に置いていることから、速やかに調査検証を行うため、把握できた情報に基づき報告する。

【ヒアリング等調査により把握した事案発生当日の経過】

※以下の文中の数字は、前ページの大会組織図に記載した事案に係る大会役員である。

なお、同じ役職に複数の役員がいる場合には、丸数字により区別している。

【用例】 1 部長 (1)	2 委員長 (2)
3 用器具係 (3-①~④)	4 役員係 (4)
5 庶務係 (5)	6 補助員係 (6)
7 審判長 (7)	8 出発係 (8)
9 スターター (9)	10 競歩審判員 (10-①~⑦)
A ~ C 競技参加選手	

・ 8:00頃 消毒液準備（正面玄関に配置）

➢ 4が荷物部屋から消毒液の噴射容器（高体連や陸協と書いてある容器）が入った箱を持ち出し、正面玄関に配置。

・ 8:30 打ち合わせ会議（日程、役割確認等）

- ・ 9:00 陸上競技開会式
- ・ 10:00 女子 4×100m リレー予選
- ・ 10:15 男子 4×100m リレー予選
- ・ 10:30 女子 1,500m 予選

・ 10:30 給水準備

未開封のペットボトル2本が入っていた段ボール箱を机上に置く。

荷物棚下の床に、未開封のペットボトル入りの段ボール箱がもう1箱置いてあることを確認。

➢ 5は、6から「給水コップありませんか？」と尋ねられたため、

6と一緒に荷物部屋に行き、コップを探して渡した。

➢その後5は、足下にゴミがあったので部屋の片付けをした。

その時、本日の競歩で水を使うことを想定し、未開封のペットボトル2本入った段ボール箱を机の上に置いた。床には、未開封のペットボトル入りの段ボール箱がもう1箱置いてあった。

・ 10:45頃 消毒液追加（補充作業及び正面玄関に配置）

➢5は、4から「各箇所に持っていく消毒液を入れる噴射容器が足りない、どこにあるか？」と尋ねられたため、4と一緒に荷物部屋に行き、蛇口の付いた消毒液の容器から、小中体連所有の「中体連陸上」と表記された中身が入っていない小さい噴射容器に消毒液を補充した。4は、補充した噴射容器を荷物部屋からカートで正面玄関に運んだ。

- ・ 10:55 男子 1,500m 予選
- ・ 11:30 男子 400m 予選

・ 11:30頃 審判用具の準備

ペットボトルの入った段ボール箱は机上ではなく、荷物棚の下の床にペットボトルの入った段ボール箱があったことを確認。

➢10-④が、競技審判が使用する帽子とボードを棚から下ろし、机の上に準備した。この時、ペットボトルの入った段ボール箱は机の上になかった。

➢10-①が、競歩競技時に審判が使う用具を机の上に準備した。この時、ペットボトルの入った段ボール箱は床にあった。

- ・ 12:05 女子 400m 予選
- ・ 12:30頃 審判員の 10-⑦が荷物部屋に入って弁当を食べた。10-①、10-②、10-③、10-④、10-⑤、10-⑥、10-⑦の7人が、部屋に集まり、打ち合わせを行った。
- ・ 12:40 男子 110m ハードル予選
- ・ 12:55 女子 100m ハードル予選

・ 13:05頃 給水準備開始

段ボール箱の中からペットボトル3本（ラベルあり2本、ラベルなし1本）を持ち出し給水所へ移動。

➢3-②、3-④、3-③の3人が、給水所準備を始めた。（3-

③は、トイレに行った後、直接給水所へ行った。)

➢ 3-②が、荷物部屋の正面奥冷蔵庫下の床に置いてあった段ボール箱の中からペットボトル3本を持って、給水所に向かった。この時、段ボール箱の中にペットボトルが5本入っていた。

➢ 3-④は、3-②がラベルの付いたペットボトル2本とラベルの付いていないペットボトル1本を持って行ったことを覚えている。3-④は、役員室から机を持って給水所へ向かった。

・ 13:09 頃 スターーから審判長へ給水準備開始の確認

➢ 7が、スターーから「給水が準備されていないがスタートして良いか?」と尋ねられ、役員室の部屋に行って、このことを伝えた。「係が水を準備するので大丈夫です。」と返答があった。

・ 13:12 頃 ラベルの付いたペットボトルから給水用コップ(20個程度)へ注水

➢ 給水所にて、1本目は3-⑤がラベルの付いたペットボトルを開け、20個ほどの給水用コップに水を注いだ。

➢ 7は、給水係がスタート2、3分前に慌てて水の準備をしている様子を目撃している。

・ 13:15 女子5,000m競歩開始

エントリー9名中8名の選手が5,000m競歩に出場、出発。

・ 13:25 頃 ラベルのないペットボトルから給水用コップへ注水。

➢ 3-②が、給水2本目のラベルのないペットボトルから給水用コップに注いだ。ペットボトルのキャップを開ける際、開封済みであったことに気付かず、コップに注ぐときも水以外のものであるとは思わなかった。

・ 13:35 頃 事案発生

第3コーナー付近(約3,000m地点)でA選手が棄権

・ 13:40 頃 大会役員がペットボトルの内容物が消毒液であることを確認。

➢ 給水所において、2と6が匂いを嗅いだり、口に含んだりしてアルコールであることを確認した。

➢ 2、3-①、3-②、3-④、6は、競技が継続していることから、ただちに机の上に配置した給水用コップの中身とペッ

トボトルの中身をトラック内にある排水溝に廃棄し、新しい飲料水を給水用カップに注水した。なお、消毒液が入っていたペットボトル及びカップについても、その場で廃棄した。

・13:50頃

競技終了後、選手に聴き取りを行ったところ、他の2名の選手も給水の消毒液を口にしたことが判明。

➢給水直後、B選手は少量飲み吐き出し、C選手は口に含み吐き出した。

➢A、B、Cの3選手に対して医師の診察を依頼した。

➢医師の診断では、3名とも急性アルコール中毒のような症状はみられないものの、喉の痛みを訴える選手がいたことから、3名の選手に対し、県立中央病院の受診を勧める。

なお、受診の結果、3名とも健康被害は見られなかった。

※医師・養護教諭など医務員は、全ての大会主催者が陸協を通して依頼している。

・14:00頃

各校顧問に当該事案について、医療機関受診への対応と保護者への説明を依頼。

➢2は、各学校の顧問に対し本事案について説明した。

➢A、B、Cの3選手は、1、6、9が付き添いのもと県立中央病院を受診した。

➢当該選手の保護者に対し、始めに当該校顧問から事情を説明するとともに、1または2が改めて説明し、謝罪した。

※1、2及び陸協関係者は、当該選手及び保護者に対し、後日改めて本事案の説明と謝罪を直接行った。

- ・14:05 男子 400m 準決勝
- ・14:30 男子 5,000m 競歩
- ・15:20 女子 100m ハードル決勝
- ・15:30 男子 110m ハードル決勝
- ・15:40 女子 400m 決勝
- ・15:50 男子 400m 決勝
- ・16:00 女子 1,500m 決勝
- ・16:15 男子 1,500m 決勝
- ・16:30 女子 4×100m リレー決勝
- ・16:40 男子 4×100m リレー決勝

・17:30

本事案の経緯の説明

- 2は、全ての大会参加校顧問に対し、事案発生状況、今後の対応等について説明した。
- 噴射容器などに消毒液を補充する際には、ペットボトル等を利用して移し替えないこと、また、消毒液と飲料水の保管場所を分け、混在するような状況をつくらないことについて徹底し、大会を実施することを確認した。

・18:00

解散

【聴き取り調査等により把握した当該事案に関する事実等】

① 会場等に関すること

- ・荷物部屋には、小中体連や高体連などが所有する物品が保管されている。
- ・荷物部屋は、大会以外は施錠されていた。
- ・競技場を使用する特定の団体（以下「a 団体」という。）が、荷物部屋を関係者控え室として利用しているが、利用の際は、荷物部屋にあるものには一切触れないことを徹底しており、利用後の原状復帰の確認を行っているほか、消毒液は団体所有のものを使用している。

管理事務所では、荷物部屋は a 団体以外には貸し出していないことから、小中体連、高体連以外の者が本事案に関与する状況は考えにくい。

② 競技役員等に関すること

- ・消毒液・飲料水の管理を担当する競技役員を指定していない。
- ・高校総体など高体連主催大会であっても、陸協が競技役員を担っている。（新型コロナ対策で役員等が少なくなっていた）
- ・大会当日朝、日程や役割の確認などを行う打ち合わせ会議で、消毒液や給水に関する業務内容や役割分担を共有していない。

③ 飲料水の管理方法・用意方法

- ・飲料水の管理、提供方法等を明記した要領等は作成しておらず、購入した飲料水は雑然と荷物部屋に保管されているなど、飲料水を安全に管理、提供するという大会関係者の衛生管理意識が欠如していた。
 - ・なお、手指消毒液も荷物部屋に保管されていた。
- ※荷物を保管する荷物部屋は、各種陸上競技大会開催日及び a 団体が使用する日以外は施錠していた。

④ 飲料水に関するこ

- ・コロナ禍においては、感染防止の観点からペットボトルのミネラルウォーターを飲料水として提供している。
- ・ペットボトルのミネラルウォーターは、総体以外の大会でも使用しているにもかかわらず、在庫管理が行われておらず、陸協や高体連が必要の都度購入している。
- ・ペットボトルに残ったミネラルウォーターは、競技終了後に廃棄している。

⑤ 消毒液に関するこ

- ・消毒液は、陸協や高体連が必要の都度購入しており、総体以外の大会でも使用しているにもかかわらず、在庫管理が行われていない。

- ・消毒液の管理方法や補充方法などを明記した要領等の作成しておらず、消毒液については、これまでの慣例に従い荷物部屋に保管されている。
- ・消毒液入りペットボトルが飲料水と同じ箱に入っていた経緯は明らかにできなかったが、令和3年の夏または秋の競技大会において、消毒液入りペットボトルを荷物部屋から持ってくるよう依頼され、飲料水が入っていたペットボトルから噴射容器に消毒液を移し替えた大会関係者がいた。
- ・また、消毒液を噴射容器などに補充する際、一度別の容器を媒体として使用することがあった。

⑥ 大会開催に関するこ

- ・給水所の準備や役割分担はその都度決めており、気付いた人が準備していた。
- ・大会関係者の役割分担を明確にしていなかったことに加え、競技日程がタイトであるため、前の競技の片付けをした役員がそのまま準備を行うなど効率的に給水所の開設が行われていなかった。
- ・選手は、過去の大会でも同様のことを経験したことがあり、準備の遅れに苛立っていた。

⑦ 事故対応時のマニュアル

- ・事故対応時のマニュアル等は作成しておらず、各種大会等で事故等が発生した場合においては、大会役員として委嘱する医務員（ドクター・看護師・養護教諭）と連携を図り対応している。

【本事案に関する考察】

- 本大会でペットボトルに消毒液を分注した関係者がいないことから、大会当日以外の日に、空になった給水用ペットボトルに消毒液を入れて、十分に満たした状態（未開封のものと判別しにくい状態）で、他の給水用ペットボトルの近くに置かれた可能性がある。
- 中学の大会においても、同様に、使用済みペットボトル等を使用し、容器から容器への消毒液の分注が行われていた可能性は否定できない。
- 飲料水や消毒液が近接した場所に雑然と保管されていたため、給水用ペットボトルと同じ形状の容器に消毒液が入っていた場合、このことを知らない大会関係者が、床に置いてあった消毒液を給水用ペットボトルと間違える可能性はある。
- 給水用ペットボトルのラベルは、剥がれる可能性があることから、ラベルのない消毒液が入ったペットボトルを飲料水のものと勘違いした可能性はある。
- 消毒液入りペットボトルを利用し、または床に置いた者以外の関係者が、荷物部屋を片付けるなどした際に、ラベルが剥がれたペットボトルを新品と間違え、給水用ペットボトルと同じ段ボール箱の中に整理した可能性は否定できない。
- 競技役員のほとんどが、飲料水や消毒液の衛生管理上の取扱い方法について認識がなかった。
- 給水準備が慌ただしく行われた状況の中では、給水用ペットボトルと同じ箱に入っていた消毒液入りペットボトルを給水所に運んだ関係者のみの行動が責められるべきものではない。
- 荷物部屋の施錠は、適切に行われていたことから、大会関係者以外が立ち入る可能性は低い。

本事案は、いくつものヒューマンエラーが重なったことにより発生したものと考えられる。

- ・消毒液を噴霧容器などに補充する際、一度、ペットボトルなどの別の容器を中継することがあったが、消毒液の管理方法や分注方法についてルールが明確でなく、大会関係者の意識も低かった。
- ・飲料水の取り扱いについて、ルールが明確でなく、大会関係者の意識も低かった。
- ・給水用ペットボトルが新品であることについて二重のチェックを行うなど、安全面での配慮が不十分であった。

3 本事案における課題・問題点

本検証委員会における検証を踏まえ、本事案の課題や問題点を以下のとおり整理した。

(1) 消毒液の取扱いに関すること

- ・医薬品的な効能効果を期待する消毒液は、元の容器から別の容器に移し替えることが不適切であるにもかかわらず、飲料水の容器と区別がつかない容器に保管していた。
- ・消毒液の取扱いについて、専門家の指導がなく責任者も指定しておらず、管理体制が不十分であった。

(2) 飲料水の取扱い、競技中の給水に関すること

- ・飲料用のミネラルウォーターが、消毒液の近くに保管されるなど、飲料水の取り扱いに対する安全・衛生の意識が低かった。
- ・競技中の飲料水提供において、安全性に関する確認が行われていなかつたことなど選手に対する安全確保が不十分であった。
- ・給水所の準備が遅れ、参加選手が不安を覚えたほどであったことから、給水所の開設に係る準備時間が少なく、関係者が落ち着いて安全面の確認をしていなかつたことが推測される。
- ・大会関係者が新品のミネラルウォーターであると先入観を持ち、供用する際に確認不足であったことは否めない。

(3) 競技役員の体制、大会運営に関すること

- ・消毒液の管理方法や分注方法については、ほぼ全ての競技役員が把握しておらず、危機管理意識が不十分であった。
- ・5,000メートル競歩においては、選手が不安に思うほど給水所の開設が遅れるといった、準備不足の中で大会運営が行われた。
- ・飲料水や消毒液の管理する責任者や主担当者などが明確に示されておらず、選手の体内に入る飲料水の提供に関する安全確保、危機管理体制が不十分であった。
- ・多くの関係者が利用する荷物部屋の給水用ペットボトルや消毒液等に関し、取扱いに関するルールが明確になっていなかつた。
- ・事故発生時における系統的な事故対応マニュアル等が必要であった。

4 再発防止に向けた提言

検証委員会では、今後の再発防止のため、そして安全性の高い競技大会運営を実現するため、次のとおり提言する。

なお、この提言内容は、あらゆる競技大会に共通する内容を含むものであることから、高体連関係者にとどまらず陸協をはじめとした各種競技団体等に活用していただけけるよう、広く周知を要請するものである。

(1) 消毒液の取扱いに関すること

- ・消毒液の取扱いについて、事前に医療関係者（特に薬剤師）など専門家の指導・助言を受けること
- ・消毒液であることが明確になるよう、表記を工夫した保管方法や保管場所などを競技運用マニュアル等に加えること
- ・保管場所が煩雑にならないよう整理整頓を徹底すること
- ・購入者や大会における取扱責任者などを明確化すること
- ・全ての競技役員に分注方法等を周知し情報共有すること

(2) 飲料水の取扱いに関すること

- ・選手等が口にする物であるという意識を持ち、細心の注意を払って取扱うこと
- ・保管する場合は消毒液と別の場所にすること
- ・購入者や大会における取扱責任者などを明確化すること

(3) 競技中の給水に関すること

- ・設定された時間どおり給水所が開設できるよう、必要な人員を確保すること
- ・飲料水の提供や飲料用内容物の確認等については、試飲など二重のチェック体制を確立すること

(4) 競技役員に関すること

- ・消毒液の取扱責任者等を明確にすること
- ・飲料水の取扱責任者等を明確にすること
- ・大会を行う上で必要な競技役員数を確保すること

(5) 業務改善の推進に関すること

- ・各担当の責任者を明確にし、与えられた役割を確実に遂行できるようにすること
- ・競技団体内においては、役割分担を明確にして担当者各自が業務内容を理解するとともに、各担当による相互の連携を強化すること
- ・大会関係者に対して「安全な飲料の提供」と「正しい消毒液の取扱い」等に関する注意喚起を行うこと
- ・大会中に想定される事故等に対応するため、事故対応マニュアル等を作成すること



本報告書について

本報告書は、山梨県教育委員会が、今後予定されている各種競技大会において、速やかに再発防止策の実施を求めていく必要があることから、時間的制約がある中で、これまでの間に得られた情報を基に可能な限り検証を行い、競技が安全に行われるよう再発防止の提言を行ったものである。

なお、現在、警察の捜査が進められているが、今後、新たな事実が判明し、本報告書の提言内容を修正する必要が生じた場合には、適宜、内容を見直すものとする。